

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊「仕様書」、別紙1「評価項目及び得点配分基準」及び別紙2「加付付与基準」（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加付点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、審査会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	1 5 0	3 0 0	4 5 0

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の「入札価格の評価方法」により得られた入札価格の得点に2の「技術等の評価方法」により得られた各評価項目の得点の合計を加えて得た得点をもって行い、当該得点の最も高い者を落札者とする。

① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること

② 提案された技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている入札者であること

- (2) 上記得点の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和8年度「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究
(全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた試行・検証)
評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

評価項目及び評価基準		基礎点	加点
Ⅰ 事業の実施方針		80	70
	I-1 事業内容の妥当性		
	* I-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。	15	－
	* I-1-2 提案された実施方法、調査・分析方法は、国における活用が期待できること	15	－
●	I-2 実施方法、調査・分析方法の妥当性、具体性		
	* I-2-1 実施方法や調査・分析方法が妥当であること。(実施方法や調査・分析方法に妥当性を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。)	10	20
	* I-2-2 実施方法や調査・分析方法が具体的であること。(実施方法や調査・分析方法をより具体化するための工夫があればその内容に応じて加点する。)	10	20
●	I-3 事業の成果		
	* I-3-1 仕様書記載の実施内容や調査・分析内容に即した成果が見込めること。(実施方法や調査・分析方法に成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。)	10	30
	I-4 作業計画の妥当性		
	* I-4-1 作業の日程・手順等に無理がなく本事業目的に沿った実現性があること。	10	－
	* I-4-2 事業期間に、文部科学省と必要な協議・調整を行うようになっていること。	10	－
Ⅱ 事業の実施体制		40	60
●	Ⅱ-1 組織の事業実施能力		
	* Ⅱ-1-1 業務を遂行する人員が確保されていること。(円滑な事業遂行のための体制の工夫があれば加点する。)	10	20
	* Ⅱ-1-2 専門的な知識・知見がある有識者が加わっていること。(実施内容や調査・分析内容に関して特に実績を有する有識者が加わっていれば加点する。)	10	20
	* Ⅱ-1-3 事業内容に関する専門的な知見・人的ネットワーク・情報収集能力を有していること。(事業内容に関して特に実績のある専門的な知見・人的ネットワーク・情報収集能力を有していれば加点する。)	10	20
	Ⅱ-2 情報セキュリティ		
	* Ⅱ-2-1 事業全体を通じて、個人情報や機密情報の適切な管理を行うよう情報セキュリティに関して必要な措置を講ずるようになっていること。	10	－
Ⅲ その他		0	20
●	Ⅲ-1 独自の提案		
	Ⅲ-1-1 本調査研究のより効果的な実施のため、文部科学省が認める場合は、「5. 調査研究の内容」の範囲内で、独自の提案に基づき実施、調査・分析を行うことができる。その場合は、独自の提案に基づく具体的な内容を技術提案書において明らかにすること。(本調査研究のより効果的な実施に資する提案であれば加点する。)	－	20
Ⅳ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		0	15
	Ⅳ-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		
	Ⅳ-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画(令和7年4月1日以後の基準)策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定	－	15
Ⅴ 賃上げを実施する企業に関する指標		0	15
	V-1 賃上げの表明		
	V-1-1 以下のいずれかを表明していれば加点する。(いずれかを応れ者が選択するものとする) ○入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。		
	V-1-2 ○入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては16点減点する。	－	15
	合計(300点)	120	180

令和8年度「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究
(全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた試行・検証)
評価項目及び得点配分基準

加点評価項目	評価区分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
Ⅰ 事業の実施方針			
*Ⅰ-2-1 実施方法や調査・分析方法に妥当性を高めるための工夫があること。	20	10	5
*Ⅰ-2-2 実施方法や調査・分析方法をより具体化するための工夫があること。	20	10	5
*Ⅰ-3-1 実施方法や調査・分析方法に成果を高めるための工夫があること。	30	20	10
Ⅱ 事業の実施体制			
*Ⅱ-1-1 円滑な事業遂行のための体制の工夫があること。	20	10	5
*Ⅱ-1-2 実施内容や調査・分析内容に関して特に実績を有する有識者が加わっていること。	20	10	5
*Ⅱ-1-3 事業内容に関して特に実績のある専門的な知見・人的ネットワーク・情報収集能力を有していること。	20	10	5
Ⅲ その他			
Ⅲ-1-1 本調査研究のより効果的な実施のため、文部科学省が認める場合は、「5. 調査研究の内容」の範囲内で、独自の提案に基づき実施、調査・分析を行うことができる。その場合は、独自の提案に基づく具体的な内容を技術提案書において明らかにすること。（本調査研究のより効果的な実施に資する提案であれば加点する。）	20	10	5
Ⅳ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。			
Ⅳ-1-1 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等 ・プラチナえるぼし ・えるぼし3段階目 ・えるぼし2段階目 ・えるぼし1段階目 ・行動計画 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・プラチナくるみん ・くるみん④（令和7年4月1日以降の基準） ・くるみん②③（平成29年4月1日以降～令和7年3月31日までの基準） ・トライくるみん ・くるみん①（平成29年3月31日までの基準） ・行動計画 ○若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	15 9 6 3 1.5 15 7.5 4.5 4.5 3 1.5 6		
Ⅴ 賃上げを実施する企業に関する指標 ※いずれかを加点するものとする。			
Ⅴ-1-1 ○入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	15		
Ⅴ-1-2 ○入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては16点減点する。	15		